

○ 厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令  
(平成二十三年内閣府・厚生労働省令第九号) (抄)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第五条 前条第一項の認定を受けた復興推進計画に定められた薬局等整備事業に係る薬局であつて薬局等構造設備規則(昭和三十六年)厚生省令第二号)第一条第一項第四号に掲げる基準を満たさないものうち、その所在地の道県知事(その所在地が地域保健法(昭和二十二年法律第一百号)第五条第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。))にある場合においては、市長)が保健衛生上支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、同令第一条第一項第四号、第九号イ、第十号ロ、第十一号ロ及び第十二号ニの規定は、前条第二項の期間が満了する日までの間は、適用しない。</p> <p>2 前条第一項の認定を受けた復興推進計画に定められた薬局等整備事業に係る店舗であつて薬局等構造設備規則第二条第四号に掲げる基準を満たさないものうち、その所在地の道県知事(その所在地が保健所を設置する市にある場合においては、市長)が保健衛生上支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、同令同条第九号ロ、第十号ロ及び第十一号ハの規定は、前条第二項の期間が満了する日までの間は、適用しない。</p>	<p>第五条 前条第一項の認定を受けた復興推進計画に定められた薬局等整備事業に係る薬局であつて薬局等構造設備規則(昭和三十六年)厚生省令第二号)第一条第一項第三号に掲げる基準を満たさないものうち、その所在地の道県知事(その所在地が地域保健法(昭和二十二年法律第一百号)第五条第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。))にある場合においては、市長)が保健衛生上支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、同令第一条第一項第三号、第八号イ、第九号ロ及び第十号ハの規定は、前条第二項の期間が満了する日までの間は、適用しない。</p> <p>2 前条第一項の認定を受けた復興推進計画に定められた薬局等整備事業に係る店舗であつて薬局等構造設備規則第二条第三号に掲げる基準を満たさないものうち、その所在地の道県知事(その所在地が保健所を設置する市にある場合においては、市長)が保健衛生上支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、同令同条第八号ロ及び第九号ロの規定は、前条第二項の期間が満了する日までの間は、適用しない。</p>